平成２６年（フ）第１５７号
佐賀県三養基郡みやき町大字天建寺2228番地天建寺団地Ｊ－２
債務者　野口　一義
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６１号
佐賀市蓮池町大字蓮池71番地
債務者　筒井　浩一
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６９号
佐賀市新栄東２丁目２番10―703号　ディアマンション新栄
債務者　国広　礼子
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７４号
佐賀市八丁畷町２番７号　サンハイツ21―103、前住所佐賀市大和町大字久池井317番地１
債務者　谷山さおり（旧姓江原）
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６６号
宮崎県日向市永江町２丁目64番地２　メゾンシルク202号、前住所宮崎県延岡市浜町408番地28　山三ビル301
債務者　甲斐　達弥
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第３０６号
千葉県流山市江戸川台西３丁目31番地の１エステート江戸川台２―101、申立時の住所千葉県柏市柏３丁目10番13―206号
債務者　浜野百合子
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３３９号
千葉県松戸市小金458番地の78　ハイツ鎌倉103号
債務者　太田　武仁
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３８号
福井県敦賀市本町２丁目６番１―406号
債務者　江戸　博樹
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第３９号
福井県敦賀市本町２丁目６番１―406号
債務者　江戸久観子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第１７１号
兵庫県伊丹市荻野西１丁目４番８―101号、前住所兵庫県伊丹市荒牧６丁目24番４号
債務者　間瀬　陽子
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第４１１号
兵庫県芦屋市西蔵町８番10―301号
債務者　荒木　桂子
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第８１号
山口県宇部市野中４丁目６番18号森藤第３ハイツ103号
債務者　吉村　裕二
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第８５号
山口県宇部市今村北４丁目21番６号
債務者　林　美代子
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第３４７号
北九州市八幡東区祇園１丁目３番４号
債務者　藤崎美佐子（旧姓冨野）
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３７７号
北九州市小倉北区木町１丁目１番16―201号
債務者　山本　奈美
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３９８号
北九州市八幡東区日の出２丁目１番30号
債務者　久保友莉奈
1　決定年月日時　平成26年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４１０号
北九州市小倉北区三郎丸１丁目８番６―210号
債務者　垂門　拓郎
1　決定年月日時　平成26年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部